

ライドシェア導入に対する慎重な検討と地域公共交通の維持・発展に向けた施策の推進を求める件

少子高齢化社会が急速に進展する中、高齢者・障害者等の交通弱者にとって、通院や買い物といった日常生活を送るために、地域公共交通はなくてはならない移動手段である。

その中でもタクシー事業は、ドア・ツー・ドアの便利な個別輸送機関としての機能に加え、地元自治体等の要望を踏まえた乗り合いタクシーの展開強化に取り組むなど、とりわけ東日本大震災以降、安全・安心な地域住民の足として重要な役割を果たしている。

昨今、シェアリングエコノミーの成長を促すという名目の下、一部の団体から、一般の運転者が自家用車を用いて有償で運送を行うサービス、いわゆる「ライドシェア」を合法化しようとする提案がなされている。しかしながら、このライドシェアは、道路運送法に抵触するタクシー類似行為に該当するとの指摘があるほか、その事業主体が運行管理や車両整備等について責任を負わず、自家用車の運転者のみが運送責任を負う形態であること、また、すでにライドシェアが普及している海外において、運転手による暴行等の犯罪行為が多数発生していることなど、安全確保・利用者保護等の観点からも大きな問題点が指摘されている。

このようなライドシェアが無秩序に展開されれば、利用者の安全・安心が確保されない状況を招く恐れがあるばかりでなく、競合関係にあるタクシーをはじめ、路線バスや鉄道も含めた地域公共交通の存続、ひいては地域経済にも深刻な影響を与えかねない。

よって、国会及び政府におかれては、ライドシェアの導入に対して、地域公共交通の実情や関係団体等の意見も踏まえながら極めて慎重に検討するとともに、交通不便地域における交通弱者対策への支援など、地域公共交通の維持・発展に向けた諸施策を講じるよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和元年12月20日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
国土交通大臣
内閣官房長官
内閣府特命担当大臣 様

仙台市議会議長 鈴木 勇 治